

＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容	現在値 (5/10)	過去最高値
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 5 人/日 以下 かつ 減少傾向	0.4人	7.5人
	(2)経路不明の感染者数の割合	経路不明が 1 / 3 以下 or 1 人未満/日	16.7%	40.0%
	(3)PCR検査の陽性率	平均 5 %以下	1.1%	13.4%
2 医療提供体制	(1)重症・重篤例への診療体制	①ECMO使用（超重症者） 4 台以下	7台中 0 台	2
		②人工呼吸器使用（重症者） 10 台以下	23台中 2 台	—
	(2)病床の稼働率	感染者用病床の稼働率 50 %以下	33.9%	74.8%

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動していく。

＜警戒度移行の判断基準 ②総合的な状況＞

項目		内容
1 感染状況	介護施設等の状況	介護施設等の発熱状況がモニターされていること。
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生産数が1未満程度であること。
	入院状況	5月9日現在の平均入院期間21.7日に比べて著しく長くなっていないこと。
2 医療提供体制	PCR検査件数	1日100件以上の検査が、常時可能となる体制が整備されている、もしくは見込みがあること。
	院内感染制御	病院が、相当数のPPEの備蓄があること(60日分程度)
	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。
	疑似症患者への医療等	疑似症患者の入院状況
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。